＜就労継続支援Ａ型事業所の運営規程の例＞

赤字の部分は、それぞれの事業所に合わせて適宜修正するとともに、留意事項を記載した囲みの記載は削除すること。

　　　　　　　　　　　　○○○（事業所名）運営規程

（事業の目的）

第１条　この規程は、○○○（法人名）（以下「事業者」という。）が開設する○○○（事業所名）（以下「事業所」という。）が行う障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「法」という。）に規定する指定就労継続支援Ａ型の事業の適正な運営を確保するために必要な人員及び管理運営に関する事項を定め、障がい福祉サービスを利用する障がい者（以下「利用者」という。）に対する適切なサービスを提供することを目的とする。

「事業者（法人名称）」及び「事業所」の正式名称を記載すること。

（運営の方針）

第２条　事業所は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、通常の事業所に雇用されることが困難であって、雇用契約に基づく就労が可能な利用者に対して、雇用契約の締結等による就労の機会を提供するとともに、その知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の便宜を適切かつ効果的に行う。なお、実施に当たっては、地域及び家庭との結び付きを重視し、利用者の所在する市町村、他の指定障がい福祉サービス事業者等との密接な連携に努めるものとする。

２　事業所は、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ってサービスの提供を行う。

３　事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講ずる。

４　事業所は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者福祉サービス事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第171号）及び岡崎市指定障がい福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例（令和元年12月23日岡崎市条例第29号）その他関係法令を遵守し、事業を実施する。

（事業所の名称等）

第３条　事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

　(1）名称　　　○○○

　(2）所在地　　岡崎市○○町○○○○

「事業所」の名称と所在地を記載する。所在地は「丁目」や「番地」、建物名なども省略することなく、正確に記載すること。

従たる事業所を設置する場合は、第1項を「主たる事業所」に変え、次のように第２項で従たる事業所を規定する。

２　従たる事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

(1）名称　　　△△△

　(2）所在地　　岡崎市○○町○○○○

（従業者の職種、員数及び職務の内容）

第４条　事業所に勤務する職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

(1) 管理者　　１名

管理者は、従業者及び業務の管理その他の管理を一元的に行うとともに、従業者に法令等を遵守させるため必要な指揮命令を行う。

(2) サービス管理責任者　○名以上（うち常勤○名以上）

サービス管理責任者は、個々の利用者について、アセスメント、個別支援計画の作成、継続的な評価等を行い、サービス内容と実施の手順に係る管理を行う。また、他の従業者に対する技術指導及び助言を行うこと。

(3) 職業指導員　　○名以上（うち常勤○名以上）

職業指導員は、個別支援計画に基づき、就労の機会の提供及び職場実習の開拓を行い、就職後も職場定着を図るための支援を行う。

(4) 生活支援員　　○名以上（うち常勤○名以上）

生活支援員は、個別支援計画に基づき、日常生活上の支援を行う。

人員基準上、職業指導員及び生活支援員の常勤要件については、どちらか一方に常勤１名を配置することで満たすため、例えば職業指導員に常勤１名を配置し満たす場合は、生活支援員の（うち常勤○名以上）は削除することができる。

（5）職業指導員及び生活支援員の総数　○人以上

(6) 事務職員　○名以上

事務職員は、必要な事務処理を行う。

事務職員や栄養士・調理員などは、配置する場合は記載する。

人員基準満たす範囲において、員数で定められている場合は員数を、常勤換算数で定められている場合は常勤換算数を「○人以上」と記載することも差し支えない。

（営業日及び営業時間）

第５条　事業所の営業日及び営業時間等は、次のとおりとする。

(1) 営業日　　月曜日から金曜日までとする。

　　　　　　　　ただし、国民の祝日及び12月29日から１月３日までを除く。

(2) 営業時間　午前９時から午後６時までとする。

(3) サービス提供日　日曜日から土曜日までとする。

　　　　　　　　ただし、国民の祝日及び12月29日から１月３日までを除く。

(4) サービス提供時間　午前10時から午後５時までとする。

「営業日」「営業時間」は、利用申込みの受付ができるなど事業所を開けている日・時間をいい、「サービス提供日」「サービス提供時間」は、利用者に対するサービス提供が可能な日及び時間をいう。「営業時間」は「サービス提供時間」の前後30分以上空けるものとする。

なお、日曜日、祝日、年末年始等にかかわらず営業又はサービス提供を行う場合は、「年中無休」、日曜日、祝日、年末年始等、特定の日を除き営業又はサービス提供を行う場合は、「日曜日、祝日及び○月○日から○月○日を除く毎日」等と記載する。

（労働時間及び休憩時間）

第６条　利用者の労働時間又は作業時間は、１週間については３０時間、１日については６時間とする。

２　始業・終業の時刻及び休憩時間は、次のとおりとする。ただし、業務の都合その他やむを得ない事情により、これらを繰り上げ、又は繰り下げることがある。この場合、前日までに利用者に通知する。

(1) 始業時刻　　午前10時00分

(2) 休憩時間　　午前12時00分から午後０時45分及び午後３時00分から午後３時15分

(3) 終業時刻　　午後５時00分

（事業所の利用定員）

第７条　事業所の利用定員は、○○名とする。

従たる事業所を設置する場合は、それぞれの定員の内訳も記載する。

２　事業所は、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合を除き、利用定員を超えてサービスの提供を行わない。

（主たる対象者）

第８条　事業の主たる対象の障がいの種類は、特定しないものとする。

障がい種別等を特定することなく受け入れることが基本だが、事業の専門性を確保するため、特に必要がある場合は「主たる対象者」を特定することができる。その場合は次のように対象とする障がいの種類を列挙する。

第８条　事業所においてサービスを提供する主たる対象者は、身体障がい者、 知的障がい者、精神障がい者及び難病等対象者とする。

（通常の事業の実施地域）

第９条　通常の事業の実施地域は、岡崎市の区域とする。

通常の事業の実施地域については、原則市町村単位で記載する。なお、市町村内の一部地域のみを対象とする場合は「○○市○○町」など客観的に区域が分かるように記載する。

（内容及び手続の説明及び同意）

第10条　事業所は、支給決定を受けた障がい者がサービスの利用の申し込みを行ったときは、利用申込者に係る障がいの特性に応じた適切な配慮をしつつ、利用申込者に対し、運営規程の概要、従業者の勤務体制、その他サービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、サービスの提供の開始について利用申込者の同意を得る。

２　事業所は、社会福祉法第77条の規定に基づき書面の交付を行う場合は、利用者の障がいの特性に応じた適切な配慮をする。

（指定就労継続支援Ａ型の内容）

第11条　事業所が提供する指定就労継続支援Ａ型の内容は、次のとおりとする。

(1)　個別支援計画の作成

(2)　雇用契約の締結による就労の機会及び生産活動の機会の提供

なお、事業所において実施する主な生産活動の内容は次のとおりとする。

(ｱ)○○の組み立て

(ｲ)○○の封入及び梱包

(ｳ)その他企業等からの各種請負作業

(3)　就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練

(4)　実習先企業等の紹介

(5)　施設外支援の実施

(6)　施設外就労の実施

(7)　前各号を通じて、知識及び能力が高まった者について、一般就労への移行に向けた求職等の支　　　援

(8)　一般就労後の職場定着のための支援

(9)　生活相談

(10)　健康管理

(11)　前各号に掲げるもののほか、日常生活上必要な支援

実際に提供する就労継続支援の内容について記載する。施設外支援又は施設外就労を実施しない場合は、それぞれ第５号又は第６号及び第20条又は第21条は不要。

（利用者負担額等の受領）

第12条 事業所は、サービスを提供した際は、利用者からそのサービスに係る利用者負担額の支払を受ける。

２ 事業所は、法定代理受領を行わないサービスを提供した際は、利用者からそのサービスに係る指定障がい福祉サービス等費用基準額の支払を受ける。

３ 事業者は、前２項の支払を受ける額のほか、指定就労継続支援Ａ型において提供される便宜に要する費用のうち、次の各号に掲げる費用の支払を利用者から受ける。

(1)　食事の提供に要する費用　　１食　○○○円

ただし、食事提供体制加算対象者については食材料費として１食○○○円とする。

(2)　送迎サービスの提供に係る費用　　１回（片道）　○○○円

(3)　日用品費等その他日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、利用者に負担させることが適当と認められるものの実費

実際に提供する就労就労継続支援Ａ型の内容ごとに発生する利用者負担金について記載する。送迎サービスを提供する場合、利用者から、送迎サービスに要する実費（燃料費等）の支払を受けることができるが、送迎加算を算定している場合は、燃料費等の実費が加算の額を超える場合に限る。

なお、日常生活費の範囲については厚生労働省通知に留意すること。

４　事業所は、前３項の費用の額の支払を受けた場合は、その費用に係る領収証を利用者に対し交付する。

５　事業所は、第３項の費用に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者に対し、サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得る。

（利用者負担額に係る管理）

第13条　事業所は、利用者の依頼を受けて、当該利用者が同一の月に指定障がい福祉サービス及び施設障がい福祉サービス（以下「指定障がい福祉サービス等」という。）を受けたときは、当該同一の月に受けた指定障がい福祉サービス等につき法第29条第３項第２号に掲げる額の合計額を算定するものとする。この場合において、利用者負担額等合計額が、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成18年政令第10号。以下「令」という。）第17条第１項に規定する負担上限月額、又は令第43条の６第１項に規定する高額障がい福祉サービス等給付費算定基準額を超えるときは、指定障がい福祉サービス等の状況を確認の上、利用者負担額等合計額を市町村に報告するとともに、利用者及び指定障がい福祉サービス等を提供した指定障がい福祉サービス事業者及び指定障がい者支援施設に通知するものとする。

（個別支援計画の作成等）

第14条　サービス管理責任者は適切な方法により、利用者について、その有する能力、その置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて利用者の希望する生活や課題等の把握を行い、利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上での適切な支援内容の検討し、個別支援計画を作成する。

（訓練）

第15条　事業所は、利用者の心身の状況に応じ、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって訓練を行う。

２　事業所は、利用者に対し、その有する能力を活用することにより、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者の心身の特性に応じた必要な訓練を行う。

３　事業所は、常時１人以上の従業者を訓練に従事させる。

４　事業所は、利用者に対して、その利用者の負担により、当事業所の従業者以外の者による訓練を受けさせてはならないものとする。

（雇用契約の締結等）

第16条　事業所は、指定就労継続支援Ａ型の提供に当たっては、利用者と雇用契約を締結する。

２　前項の規定にかかわらず、事業所は、雇用契約に基づく就労が困難である者に対して雇用契約を締結せずに指定就労継続支援Ａ型を提供することがある。

多機能型により指定就労継続支援Ｂ型の事業を一体的に行う事業所では第２項を削除する。

（就労）

第17条　事業所は、就労の機会の提供に当たっては、地域の実情並びに製品及びサービスの需給状況等を考慮して行うよう努める。

２　事業所は、就労の機会の提供に当たっては、作業の能率の向上が図られるよう、利用者の障がいの特性等を踏まえた工夫を行う。

３　事業所は、就労の機会の提供に当たっては、利用者の就労に必要な知識及び能力の向上に努めるとともに、その希望を踏まえたものとする。

（賃金及び工賃）

第18条　事業所は、雇用契約を締結した利用者が労働に従事した場合は、労働基準法及び最低賃金法その他関係法令等に基づき、賃金を支払うとともに、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことを支援するため、賃金の水準を高めるよう努める。

２　事業所は、生産活動に係る事業の収入から生産活動に係る事業に必要な経費を控除した額に相当する金額が、利用者に支払う賃金の総額以上となるようにする。

３　事業所は、雇用契約を締結していない利用者に対しては、生産活動に係る事業の収入から生産活動に係る事業に必要な経費を控除した額に相当する金額を工賃として支払う。

４　事業所は、雇用契約を締結していない利用者の自立した日常生活又は社会生活を営むことを支援するため、前項の規定により支払われる工賃の水準を高めるよう努める。

５　第３項の規定により雇用契約を締結していない利用者それぞれに対し支払われる１月あたりの工賃の平均額は、３千円を下回らないものとする。

６　賃金及び第３項に規定する工賃（以下「賃金等」という。）の支払いに要する額は、原則として、自立支援給付をもって充てないものとする。ただし、災害その他やむを得ない理由がある場合は、この限りでない。

７　賃金等の額の決定、計算及び支払の方法、賃金等の締切り及び支払の時期並びに昇給に関する事項は、別に定める就業規則及び工賃規則によるものとし、次に掲げる額以上を支給する。

(1) 賃金　　時間給　　○○○円

(2) 工賃　　月給　　 　3,000円

支払方法により、月給、日給又は時間給の額を明記すること。

（実習の実施）

第19条　事業所は、利用者が個別支援計画に基づいて実習できるよう、実習の受入先の確保に努める。

２　事業所は、前項の実習の受け入れ先の確保に当たっては、公共職業安定所、障がい者就業・生活支援センター及び特別支援学校等の関係機関と連携して、利用者の就労に対する意向及び適性を踏まえて行うよう努める。

（施設外支援）

第20条　事業所は、職場実習、求職活動等の施設外支援を実施する。

（施設外就労）

第21条　事業所は、一般就労への移行や工賃の引き上げを図るため、利用者と職員がユニットを組み、企業から請け負った作業をその企業内で行う施設外就労を実施する。

（求職活動の支援等の実施）

第22条　事業所は、公共職業安定所での求職の登録その他の利用者が行う求職活動の支援に努める。

２　事業所は、公共職業安定所、障がい者就業・生活支援センター及び特別支援学校等の関係機関と連携して、利用者の意向及び適性に応じた求人の開拓に努める。

（職場への定着のための支援等の実施）

第23条　事業所は、利用者の職場への定着を促進するため、障がい者就業・生活支援センター等の関係機関と連携して、利用者が就職した日から６月以上、職業生活における相談等の支援の継続に努める。

２　事業所は、利用者が、指定就労定着支援の利用を希望する場合には、前項に定める支援が終了した日以後速やかに当該指定就労定着支援を受けられるよう、指定就労定着支援事業者との連絡調整に努める。

（相談及び援助）

第24条 事業所は、常に利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行う。

（サービスの利用に当たっての留意事項）

第25条　利用者は、サービスの利用に当たっては、次に掲げる事項に留意する。

(1)　喧嘩、口論、泥酔等他人に迷惑をかける行為をしないこと。

(2)　指定した場所以外での火気を用いないこと。

(3)　事業所内の秩序、風紀を乱し、または安全衛生を害する行為をしないこと。

利用者が、事業所を利用する際に守るべきルールや設備利用上の留意事項を記載する。（内容は原則任意だが、利用者の権利・自由を制限するような内容（例えば、外出の際の「許可」）等については、規定することはできない。）

（緊急時及び事故発生時等における対応方法）

第26条　現に指定就労継続支援Ａ型の提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに利用者の主治医への連絡を行う等の必要な措置を講ずるとともに、管理者に報告するものとする。

２　主治医への連絡等が困難な場合には、医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講ずるものとする。

３　指定就労継続支援Ａ型の提供により事故が発生したときは、直ちに岡崎市及び当該利用者家族に連絡するとともに、必要な措置を講じるものとする。

４　事業所は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について、記録する。

５　指定就労就労継続支援Ａ型の提供により賠償すべき事故が発生したときは、速やかに損害を賠償するものとする。

（非常災害対策）

第27条　事業所は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、震災、風水害、火災その他の非常災害時に利用者の安全を確保するために講ずべき必要な措置に関する具体的な計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連絡の体制を整備するものとする。

２　事業所は、非常災害に備えるため、前項の計画及び体制の内容を従業者に周知させるとともに、定期的に避難訓練、救出訓練その他必要な訓練を行うものとする。

３　事業所は、非常災害時の利用者の安全及び利用者に対する適切な処遇の確保を図るため、市町村、社会福祉施設、地域住民等との連携協力の体制を整備するものとする。

（協力医療機関）

第28条　事業所は、利用者の病状の急変等に備えるため、次のとおり協力医療機関を定める。　協力医療機関名：○○○○

協力医療機関の名称を記載する。

（苦情解決）

第29条　提供した指定就労継続支援Ａ型に関する利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置するものとする。

２　事業所は、前項の苦情を受け付けた場合には、その苦情の内容等を記録する。

３　提供した指定就労継続支援Ａ型に関し、法第10条第１項の規定により市町村が、法第11条第２項の規定により岡崎市長が、また、法第48条第１項の規定により岡崎市長又は市町村長が行う報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示の命令、又は当該職員からの質問若しくは事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、利用者及びその家族からの苦情に関して市町村又は岡崎市長及び市町村長が行う調査に協力するとともに、市町村又は岡崎市長及び市町村長から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

４　社会福祉法（昭和26年法律第45号）第83条に規定する運営適正化委員会が同法第85条の規定により行う調査又はあっせんにできる限り協力するものとする。

（個人情報の保護）

第30条　事業所は、その業務上知り得た利用者及びその家族の個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）その他関係法令等を遵守し、適正に取り扱うものとする。

２　職員は、その業務上知り得た利用者及びその家族の秘密を保持するものとする。

３　職員であった者に、業務上知り得た利用者及びその家族の秘密を保持するため、職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、職員との雇用契約の内容とする。

４　事業所は他の障がい福祉サービス事業者等に対して、利用者及びその家族に関する情報を提供する際は、あらかじめ文書により利用者及びその家族の同意を得るものとする。

（虐待防止に関する事項）

第31条　事業者は、利用者及びその家族の人権の擁護・虐待の防止等のため、次の措置を講ずる。

⑴　虐待防止に関する担当者の選定及び設置

⑵　成年後見制度の利用支援

⑶　苦情解決体制の整備

⑷　従業者に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修の実施

⑸　虐待の防止のための対策を検討する委員会の設置

※上記のほかにあればそれも記載する。

（その他運営に関する重要事項）

第 32 条　事業所は、職員の資質の向上のために研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務の執行体制についても検証、整備するものとする。

(1)　採用時研修　採用後○カ月以内

(2)　継続研修　年○回

２　事業所は、職員、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備するものとする。

３　事業所は、就労継続支援Ａ型に要した費用の請求及び受領に係る記録を整備し、当該費用の受領の日から５年間保存するものとする。

４　この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は設置者と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

　　附　則

　この規程は、令和○年○月○日から施行する。

事業開始以降、運営規程を変更した場合は、規程変更の施行日を定める附則を、変更するごとにこの下に追加して記載していくこと。